

令和7年3月31日

可燃ごみ処理に関する 相互支援協定を締結しました

春日部市は、東埼玉資源環境組合および組合構成市町（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）と、「一般廃棄物（可燃ごみ）処理に係る相互支援協定」を締結しました。

定期的な点検・整備などによる工事期間中や、自然災害などによりごみ焼却施設に被害が生じた際は、処理能力が低下し、通常どおり可燃ごみを焼却することが困難な状況が生じます。しかしながら、衛生的な生活環境を維持するためには、市内で発生する可燃ごみの処理を継続する必要があります。

本協定は、このような状況に対処するため、可燃ごみの処理における相互支援体制を構築し、清掃行政の円滑な遂行を図ることを目的に締結したものです。

今後、協定に基づき、緊急時の搬入方法や、受け入れ態勢の整備など、具体的な協議を進めていきます。

- 1 協定締結式 3月28日
東埼玉資源環境組合 第一工場（越谷市増林三丁目2番地1）
- 2 協定締結者 春日部市、東埼玉資源環境組合、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町（各自治体の首長および一部事務組合の管理者）
- 3 協定の主な内容 可燃ごみ処理に関する相互支援



問い合わせ先

環境経済部 廃棄物対策課 担当：野口、佐藤、中山
直通 048-734-2134